

# 部活動の実施に関する留意事項(改訂版) (令和4年7月22日時点)

【衛生管理マニュアル(2022.4.1 Ver.8) 53~56P参照】

密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要です。

## 【運動部活動における留意事項】

○ 全ての活動において、考えられる最大限の感染防止対策を講じるとともに、(別紙) 遵守事項(令和4年7月22日から) に則った上で実施すること。

○ 活動日数及び時間は、「運動部活動運営・指導の手引」を基に各校で定めた「部活動の方針」の内容を遵守し、感染拡大防止の観点からも、可能な限り短時間で効果的な活動に積極的に取り組むこと。

### 1 練習試合等の他校との交流について

実施については、その必要性や感染防止対策、交流する学校等の地域の感染状況等を踏まえ、必要最小限の日程及び人数で計画し、保護者の同意を必ず得た上で、校長の責任の下、判断すること。

### 2 大会参加について

参加については、保護者の同意を必ず得た上で、校長の責任の下、慎重に判断すること。特に、事前に予定・計画していなかった大会への参加については、より慎重に判断すること。

また、会場への移動・食事・宿泊、会場での更衣室や会議室の利用時などにおいても、生徒、顧問等の感染防止対策を徹底すること。

### 3 宿泊を伴う活動について

宿泊については、日程や移動距離、生徒の健康面への配慮等、その必要性を踏まえ慎重に判断すること。

やむを得ず宿泊する場合は、特に感染防止対策を徹底する必要があることから、校長は、事前に参加計画等によりその内容を確認し、必要に応じて指導・助言すること。

### 4 その他

○ 地域の感染状況によっては、校長の判断により、活動を一時的に停止するなど柔軟な対応をすること。

○ 上記の活動において、県外との往来や県外チームとの交流を行った場合は、帰県後十分な健康観察期間を設けるとともに、必要に応じて抗原検査やPCR検査等を行うなど、適切な対応をすること。

○ 各競技の国内統括団体である中央競技団体は、競技ごとの特性を踏まえた独自のガイドライン(指針)作りや改訂を進めており、随時ホームページに掲載・公開することとしているので、その動向を注視するとともに、各競技が採るべき最新の感染防止対策を講じること。

- 練習等において、審判を依頼したり、保護者や関係者が試合観戦したりする場合も、十分な感染対策を講じること。
- 本件に関する各種問合せについては、保健体育課まで連絡すること。

### 【文化部活動における留意事項】

- 運動部活動における留意事項に準ずること。
- 活動する際は、文化芸術団体が作成するガイドライン及び「文化部活動運営・指導の手引」（平成31年3月秋田県教育委員会）に準拠すること。
- 活動場所を分散し、一部屋の人数を減らすなど、実施方法を工夫し、互いに接近したミーティング等は避けること。
- 吹奏楽部や合唱部などは、パートごとに時間差を設けての練習や、向かい合って練習しないなど、練習方法を工夫すること。
- コンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における演技、演奏時間等のもとより、会場への移動・会食・宿泊、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、顧問等の感染拡大を防止するための対策を講じること。

部活動について、競技中や練習中だけでなく、生徒同士での会食、長時間の集団での移動、寮生活などを含め、長時間にわたって生徒や指導者が行動を共にしている場合は、集団内での感染拡大の可能性が高まると考えられることが指摘されている。部活動の内外を問わず、集団で長時間活動する場合は、感染症対策を徹底することが必要である。

#### 【具体的な感染症対策】

- 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。
- こまめな手洗いを励行する。
- 体調のすぐれない生徒などは部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する。
- 部活動の練習場所や更衣室など、また食事や集団での移動の際の三密を避ける。